

農業委員会定例会 9月

1. 開催日時 令和3年9月17日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 5番委員、9番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第3号 農用地利用配分計画（案）について
 - 議案第4号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■田 465 m² と
■■■■■田 1,608 m² の計2筆2,073 m²について
■■■■■の■■■■■が譲り受け、申請地の■■■■■では■■■■■
■■■■■、■■■■■では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■
の現在の経営規模は180,690.29 m²で、5アールの下限面積要件を満たすと
ともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満た
すものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理

この土地は、以前、私がビニールハウスを建てて、■■■■■を栽培していた
場所です。5、6年以上放置しており、軽トラが進入できない場所です。
持ち主の■■■■■さんから、土地を売りたいという話があったので、隣接農地
が■■■■■だったこともあり、■■■■■に話を持ち掛けまし
た。当初は借りる話になっていましたが、最終的には購入することになり
ました。荒らすよりそちらの方がいいので、問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■田 517 m² について
■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、
申請地では水稻を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規
模は910 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第

2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断していません。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 9番委員からは、特に問題ありませんと伺っております。

議長 この件について意見はありますか。

10番委員 ■■■さんは■■■さんの孫ですか。

事務局 そうです。

議長 ■■■さんも次々と（農地を孫に）引き渡しているのでしょうか。以前に■■■の土地も1箇所、案件であがっていたと思います。他に意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■在住の■■■さん所有の■■■畑 335㎡と■■■畑 386㎡の計2筆721㎡について■■■の■■■さんが譲り受け、申請地の■■■では■■■、■■■では■■■を栽培する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

11番委員 問題ありませんが、■■■栽培をする■■■については、完全に山に

なっております。■■■■■については、既に木が植わっており、そのままその木を育てるようです。

議長 ■■■■は■■■■■の下になりますが、何の木が植わっていましたか。

11 番委員 わかりません。

議長 この件について意見はありますか。
■■■■■さんは移住者ですか。

11 番委員 はい、そうです。■■■■■さんは、2・3ヵ月前に（■■■■■さん宅から）一段下の■■■■■さんの家を借りたそうです。■■■■■さんの農地を耕作することになりました。ここについては、現在の登記名義人は■■■■■さんになっていますが、口約束か何かで、■■■■■さんのものだったようです。ただ、その畑だけでは下限面積には足りなかったので、■■■■■さんが所有する別の農地を併せて申請することとなりました。

議長 ■■■■さんはもともと何をされている人ですか。

11 番委員 わかりません。

議長 初めて来られるので、これからどんどん耕作されるかが気になっていました。事務局の方で何かわかりませんか。

事務局 ■■■■さんは何ヵ月前に移住された方です。今回の申請は、■■■■■さんの意向というよりは、■■■■■さんが農地を手放したいという意向の方が強かったようです。■■■■■さんがこれから農業を熱心にされるかはわかりません。

議長 わかりました。他に意見はございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、[]在住の[]さん所有の
[]田 638 m² について
[]の[]さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、[]を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借と
なっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員

場所は、[]の信号のところから[]に向かって150
メートル手前の[]に接しているところで、[]地区の中心の優良農地にな
ります。耕作していただけるということですので問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、
3番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【3番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、[]在住の[]さん所有の
[]田 486 m² について
[]の[]さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、[]を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借と
なっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番と6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■田 521㎡ について
6番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■田 545㎡ について
■■■■■の■■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局の方で何か聞いていますか。

事務局 5番委員から聞いているのは、■■■■■さんは、次の議案に出てくる■■■■■さんと同じグループで、以前にも別案件で申請が出た方です。■■■■■さんの農地を広げたいという意向があったため、■■■■■さんのすすめもあり今回借りることになったそうで、5番委員の耕作農地の隣であり、特に問題ないと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番と7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■田 730㎡ と
■■■■■田 1,185㎡ の計2筆1,915㎡について

7番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■ 田 469 m² と
■■■■■ 田 406 m² と
■■■■■ 田 264 m² の計3筆1,139 m²について
■■■■■の■■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 5番委員からは、特に問題なく、■■■■■さんに鳥獣対策の申請を町にしているので、よろしくお願ひしますと言われましたと聞いています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■ 567 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 この現場の周りでは■■■■が耕作されていて、ここも雑木は生えていないため、除草したらすぐに■■■■を植えることができるので、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番から16番について、10番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【10番委員退席】

それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 9番は、■■■在住の■■■■さん所有の■■■■田 1,075 m² について
10番は、■■■在住の■■■■さん所有の■■■■田 613 m² について
11番は、■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 518 m² について
12番は、■■■在住の■■■■さん所有の■■■■田 774 m² について
13番は、■■■在住の■■■■さん所有の■■■■田 775 m² と■■■■田 188 m² の計2筆963 m²について
14番は、■■■在住の■■■■さん所有の■■■■田 537 m² について
15番は、■■■在住の■■■■さん所有の■■■■田 2,042 m²のうち1,567 m² について
16番は、■■■在住の■■■■さん所有の■■■■田 651 m² について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■に貸し付けるもの

です。

■■■■■は、■■■地区の■■■■■が令和3年6月10日に設立した集落営農法人で、■■■■■さんが代表理事を務めています。

9番と11番と16番の申請地では、■■■を栽培、10番の申請地では、■■■を栽培、12番から15番の申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は9番から12番と14番から16番については10年間、13番については6年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 (9番は) 隣接農地もきちんと管理されており、周囲もきれいにされています。問題ありません。

議長 (■■■の農地は、) ■■■の入口で■■■■■のすぐ下なので問題ありません。■■■の農地は、個人同士の契約を、機構を介して■■■■■との契約に変えるだけなので、継続と同じ形です。問題ないでしょう。この件について意見はありますか。
利用権の期間が満了したものから、農地機構を介して貸借するのですか。

専門員 期間が満了していなくても、手続が可能なものから順次、(合意解除のうえ) 農地機構を介して貸借します。

議長 この件について他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【10番委員着席】

10番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

次に、議案第3号(農用地利用配分計画)について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案の訂正をお願いします。まず、[REDACTED]についての借賃が「[REDACTED]」となっていますが、「[REDACTED]」になります。また、図面の37ページと41ページと42ページに「[REDACTED]」とありますが、「[REDACTED]」となります。

議案第3号は、農地中間管理事業として現在貸し付けている

[REDACTED] 畑 656 m² と

[REDACTED] 畑 129 m² と

[REDACTED] 畑 160 m² と

[REDACTED] 畑 165 m² と

[REDACTED] 畑 2,661 m² と

[REDACTED] 畑 21 m² と

[REDACTED] 畑 88 m² と

[REDACTED] 田 770 m² と

[REDACTED] 田 909 m² と

[REDACTED] 畑 1,734 m² と

[REDACTED] 畑 1,702 m² と

[REDACTED] 畑 769 m² の計12筆9,764 m²について

[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けを変更する計画となっています。

申請地は、(公財)香川県農地機構が借り受け、[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けていますが、[REDACTED]さんが[REDACTED]にその権利を移転するものです。

申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は[REDACTED]については7年1月間、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]については9年間、[REDACTED]については2年10月間、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]については8年9月間、[REDACTED]については9年6月間の、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]は賃貸借、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]は使用貸借となっています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理

これは、[REDACTED]さんから[REDACTED]に名義を変更するだけなの

で問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
ここで、事務局からご報告をして、皆さんに了解を得る必要がある案件がございます。先月の定例会で審議した、■■■■の■■■■さんの案件で、■■■■をつけて■■■■を建てるということで、農業委員会は承諾したのですが、ところが、■■■■の建設を止めるという話があり、その関係で、新たに農業委員会の審査が必要か県に確認したところ、審査が必要か農業委員会の了承をとる必要があるとのことでした。事務局から再度説明します。

事務局 先程会長がおっしゃたように、先月農地法第5条の許可申請で審議した、■■■■の■■■■さんの土地を■■■■さんが■■■■を設置するために転用するという案件について、農業委員会から意見を付して県に提出したところ、その後、県からいろいろと補正依頼があり、間に入っている行政書士とのやりとりで、■■■■について建てる時期も不明確なため（倉庫設置を）やめて■■■■として（宅地拡張して）利用する転用に変更をしないと話がありました。その場合、一度取り下げて、再申請をする方法か、補正の中で、転用目的を■■■■として変更する方法をとるか、農業委員会で判断し、前者の場合であれば再申請が必要ですが、後者の場合であれば現行の申請を生かし目的を変更します。本件は大幅な変更ではありませんので、このまま転用目的を変える形でご了承を得られたらと思います。

議長 はい、事務局から詳細な説明がございました。取り下げてしまうと、再度一から審議しなければなりません。とりあえず、転用目的の変更ということで、軽微な変更の場合、皆様の了承を得られたら、そのまま（前回の申請を）生かすことができます。何か意見はありますか。

10番委員 もともと面積が狭いところです。■■■■したら、■■■■を建てるにしても、大変小さなものになります。■■■■については（■■■■さんは）今まで■■■■を借りていました。むしろ、■■■■を建築しなくてよかったのではないのでしょうか。

議長 他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 はい、この件につきましては、転用目的の変更ということで取扱いさせていただきます。

次に、議案第4号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号は、■■■■の■■■■さん、■■■■さん夫婦の認定申請となっております。■■■■さんは初めての認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。それでは、計画について説明します。■■■■さんは、■■■■地区・■■■■地区・■■■■地区を中心に■■■■と■■■■の複合経営をしています。農業機械・設備等の導入にあたっては県等の補助事業や制度資金の活用を検討するとのことです。目標年間所得は■■■■円、目標年間労働時間は■■■■時間となっております。主たる従事者1人当たりの年間目標所得は■■■■円、目標年間労働時間は■■■■時間です。現在、■■■■では■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■では■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■として■■■■・■■■■・■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■生産していますが、5年後の計画で、■■■■では■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■生産し、■■■■の■■■■はやめて、■■■■では■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■（■■■■・■■■■・■■■■）を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■生産する計画となっております。生産方式の合理化については、農地機構等を活用し、■■■■農地の集積・集約化を図るほか、生産量と品質の向上を目指し、栽培技術を上向きさせるとともに、経費削減・低コスト化に向けた栽培品目の再検討を行うとのことです。経営管理の合理化については、高品質化・高付加価値化によるブランド化や、SNSを利用して顧客への情報発信と販路拡大を図るほか、複式簿記を利用した経営分析による経営内容の見直しを行うとのこ

とです。農業従事の態様の改善については、家族経営協定の締結内容に沿い、お互いの役割を遵守した経営を確立するとともに、臨時雇用の確保に向けた地元住民への案内や声掛けを行うとのこととです。

議長 (小豆島町地域農業再生協議会の) 担い手部会については、先だって書面議決で了承を得ております。この件について意見はありますか。

3番委員 これだけの作物を栽培するにあたって、雇用しないと追いつかないでしょう。

議長 多品目で大変でしょうね。

職務代理 ■■■■は手が回らなくなるからやめるのですか。

事務局 本人からは、経営の中心である■■■■の繁忙期と■■■■の繁忙期が重なるため(■■■■)の栽培を辞めると伺っています。

議長 他に意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 皆様、お疲れ様でした。今日は、台風が接近していて、大潮の時期と重なっております。暗くなってから畑の見回りに絶対行かないでください。気を付けてください。ご審議ありがとうございました。これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時15分

議 長 会長

議事録署名人 11 番

議事録署名人 12 番